

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

447-8
14/5/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

NPDI
広島宣言

「核兵器の非人道性」の議論の発展を望まない/核抑止依存政策に触れない

14年4月11、12日の2日間にわたって、日豪が主導する国家グループ「不拡散・軍縮イニシアチブ」(NPDI)の第8回外相会合が広島で開催された。初めて被爆地で開かれた会合では、被爆証言の聞き取りも行われ、出された「広島宣言」において「核兵器の非人道性」への言及もなされた。しかし、非人道性の議論が法的禁止の議論に進むことに抵抗した。核兵器国と軌を一にする段階的アプローチに留まろうとする消極的な姿勢は、15年NPT再検討会議を来年に控えた今回でも変わらなかった。NPDIにとってこうした限界の克服が不可欠である。

方針を自己限定

NPDI¹は2010年9月に日本とオーストラリアの主導で立ち上げられた非核兵器国による国家グループである。中心を成しているのは、米国と同盟関係にあって核抑止力に依存する7か国(豪州、日本、カナダ、ドイツ、オランダ、ポーランド、トルコ)であるが、そこに、新アジェンダ連合(NAC)に属するメキシコのほか、チリ、アラブ首長国連邦(UAE)が加わり、10か国でスタートした。その後、前回の第7回会合(13年9月24日、ニューヨーク)において、新たにナイジェリアとフィリピンが加わり、12か国となった。

今回の外相会合は、15年NPT再検討会議を前にした最後の準備プロセスである第3回準備委員会の直前であり、これに向けてNPDIとしての方針を議論する機会であった。だが、大臣レベルの参加があったのは、日本(岸田外相)、豪州(ビショップ外相)、ドイツ(シュタインマイヤー外相)、オランダ(ティーマンス外相)、フィリピン(デル・ロサリオ外相)、トルコ(ダーブトオール外相)、UAE(スルターン・ジャーベル国務大臣)の7か国にとどまった。会議後に発表された「広島宣言」(3~4ページ・資料1に抜粋訳)でも、「2015年NPT再検討プロセスに積極的に貢献する」(第3節)と謳ったが、その具体的内容は総じ

て新味に欠けるものであった。

その最大の原因は、核不拡散条約(NPT)を自らの「取り組みの基礎に置く」(第2回外相会合の共同声明、第2節)とするNPDIが、2010年NPT再検討会議の合意を前進させることに役割を限定している点にある。広島宣言は、NPDIが「多様な立場を橋渡しするための建設的かつ能動的な役割を果たせる」(第4節)としているが、核軍縮をめぐる大きな争点となっている「核兵器の法的禁止」を目指すアプローチについては何の言及もない。NPDIの第1回声明は、2010年NPT再

今号の内容

NPDIが広島で第8回外相会合

<資料1>NPDI広島宣言(抜粋訳)

<資料2>核兵器廃絶日本NGO連絡会声明

武器輸出は「原則解禁」へ

<資料1>防衛装備移転三原則

<資料2>三原則の運用指針

民主主義の主体と情報

梅林宏道(ピースデポ特別顧問)

【連載】被爆地の一角から(80)

「国民の手でレッド・カードを！」土山秀夫

6月1日号は休みます。次号は6月15日号です。

検討会議の最終文書の踏襲ではあるものの、核兵器禁止条約(NWC)を含むパンギムン国連事務総長の5項目提案に「留意する」としていたが、第2回以降の声明では姿を消したままである。これでは、核兵器廃絶NGO日本連絡会の声明(4ページ・資料2に全文)が危惧するように、NPDIが「核兵器の禁止への流れとの対立軸を形成すること」になりかねない。実際、会議後の共同記者会見でメキシコのヘレル駐日大使は、核兵器廃絶に向けた「何らかの取決めを作る必要がある」と述べ、期限を区切った核兵器廃絶の要求やNWCへの言及が盛り込まれなかったことに不満を表明した²。

問われない核抑止依存政策

今回の会合では、4月11日、関連行事として、各国外相と被爆者や市民等との意見交換会が開催された。外相が参加したのは、日本と豪州、オランダのみであったが、日程の最初に被爆者の声に耳を傾ける機会が持たれたことには意義があった。広島宣言でも、被爆証言の重要性が明記され(第24節)、「我々は世界の政治指導者たちにもその結末を自身の目で確かめるため、広島及び長崎を訪問するよう呼びかける」(第1節)というメッセージが盛り込まれた。

また、核兵器の人的影響に関して、宣言は4つの節(第24～27節)を使って言及している。この数年の様々な取り組みを通じて進展を見た「核兵器の非人道性」をめぐる議論が、大きな影響を与えていることは間違いない。だが、その内容は、既出の議論の繰り返しの域を出ておらず、むしろ、非人道性に焦点を当てることから核兵器の法的禁止の議論に発展することを阻もうとする意図があると判断せざるを得ない。

こうした消極性の背景には、NPDI内部における非人道性をめぐる議論に対する姿勢の違いがあるだろう。今年2月のメキシコ・ナヤリットでの第2回「核兵器の人的影響に関する国際会議」では、核兵器の非合法化が焦点となり、少なくとも20か国が核兵器の禁止を明確に主張したが、日豪やNATO諸国といった核兵器依存国はこれに消極的な態度を示した³。それでも、NPDI参加国でもあるメキシコは議長国として、非合法化の重要性、新たな法的拘束力のある条約が必要であること、そのために時限を区切った外交プロセスを開始すべき、といった提案を含む「議長要約」をまとめた。NPTを超える枠組みでの議論を発展させる可能性を示すものであった。これに対して日本政府は、「我が国として如何なる対応をとるべきか検討する必要がある」と、次回のウィーン会議への不参加の可能性を示唆している。広島宣言でも、ウィーン会議につ

いて「会議の計画につきさらなる議論が行われることを期待する」という消極的な言及にとどまった。

非人道性をめぐる議論の根幹をなす認識とは、「いかなる状況においても2度と核兵器を使ってはならない」⁴という認識である。これを基礎に据えるなら、日豪やドイツなど核抑止依存政策をとる7か国にとって、自国の安保政策における核抑止力依存を見直す真摯な議論は避けて通れない。広島宣言も、これまでの声明と同様に、核兵器数の削減だけでなく、安全保障戦略や軍事ドクトリンにおける核兵器の役割を低減する必要を強調している(第11節)。だが、宣言は「核兵器国に対して」役割低減を求めるにとどまり、核抑止に依存する日豪やNATO諸国自身の課題としては、提起すらしていない。核抑止依存国7か国がまず自らの安保政策における役割低減に向けて真摯に取り組むことは不可欠である。

限界を克服する正面からの議論を

数少ない可能性と言えるのは、非核兵器地帯の意義が強調されていることである。宣言は、非核兵器地帯の設立が「核軍縮・不拡散プロセスを強化する上で重要な措置であることを強調する」とし、全ての核兵器国に対して、非核兵器地帯の価値を認識し、関連議定書への批准を確保するよう要請した(第22節)。非核兵器地帯への言及も新しい内容ではないが、北東アジア非核兵器地帯を目指す取り組みの足がかりがわずかながら残された。

広島会合を経て迎えた第3回準備委員会の「一般討論」では、NPDIを代表して日本の岸信夫外務副大臣が演説したが、その内容は広島宣言と同様、新味に欠けるものであった。その一方で、NPDI参加国の中でも、メキシコは核兵器を禁止する法的文書を交渉する外交プロセスを開始すべきだと論じ、フィリピンはNWCの交渉を即時に開始すべきだと主張した⁵。NPDIが多様な立場の間で意味のある「橋渡し」を担うためには、こうした核兵器の法的禁止の議論に正面から取り組むことが求められよう。(吉田遼) 

注

- 1 外務省は「軍縮・不拡散イニシアティブ」と訳している。
- 2 朝日新聞、14年4月13日。
- 3 本誌第443号(14年3月15日)参照。
- 4 13年10月の第68回国連総会第一委員会に提出された「核兵器の非人道性」に関する共同声明。日本も賛成した。本誌第435号(13年11月1日)及び本誌第436号(13年11月15日)参照。
- 5 長崎大学核兵器廃絶研究センターの「NPTブログ」(14年4月28日)を参照。岸副外相の演説のほか、メキシコ、フィリピンの演説へのリンクされている。

【資料1】不拡散・軍縮イニシアティブ第8回外相会合 広島宣言(抜粋訳)
14年4月12日

1. 我々、不拡散・軍縮イニシアティブ(NPDI)-豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦-の外相は、人類の歴史上初めて原子爆弾が投下されたここ広島に集まり、今日に至るまで続いている原子爆弾投下の破滅的な人道的結末を直に目撃した。我々は、原子爆弾の生存者(被爆者)の証言に非常に深く心を動かされ、核兵器のない世界という目標を達成するという我々のコミットメントを新たにした。このことも念頭に、我々は世界の政治指導者たちにもその非人道的な結末を自身の目で確かめるため、広島及び長崎を訪問するよう呼びかける。

(略)

4. (略)我々の観点からは、2015年NPT再検討会議は、2010年行動計画の実施状況を見直し、また次の2020年NPT再検討サイクルを見据えて、NPTの3本柱-核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用-すべてを強化することを目指すべきであると考えている。多様で地域横断的な非核兵器国によるグループとして、我々はNPTの3本柱すべてにおいて進展しつつ、2015年NPT再検討会議において成功裏の成果をもたらすことを促進するため、多様な立場を橋渡しするための建設的かつ能動的な役割を果たせる。

5. 我々は、核兵器の使用又は使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証はその完全廃絶であると再確認する。この点に関し、核兵器を保有するすべての国が、完全廃絶に向けた実践的かつ段階的なアプローチによって、非戦略核及び非配備核を含むすべての種類の核兵器の体系的かつ継続的削減を行う必要性を強調する。

(略)

7. この点に関し、我々は、新START条約のような露と米国による二国間の核軍縮措置を歓迎し、核兵器のない世界という目標の実現に向かって、核兵器の更なる削減を達成するための新START条約後の措置に関する議論を継続することを促す。我々は、露との間で交渉に基づく追加的な削減を行い、冷戦期の核態勢を乗り越える意図があると述べた、2013年6月のベルリンでのオバマ米国大統領による提案に勇気づけ

られた。我々は、これらの提案がすべての種類の核兵器の包括的な削減の交渉の進展につながることを期待する。

8. こうした一方的及び二国間による削減における前向きな影響を認めつつも、我々は、そうした一方的及び二国間による削減が、すべての種類の核兵器の究極的な廃絶に向けた多国間交渉を代替するものではないと信じる。

9. 我々は、核兵器のない世界という目標を達成するとの国際社会の明確な意図に反する、報告されている核兵器の増強につき深く懸念している。我々は、核軍縮努力に未だ関与していない国に対して、完全廃絶という目標に向けて核兵器を削減するよう求める。

10. 核戦力に関する情報の透明性の向上も、NPDIにとって非常に重要な論点であり続けている。透明性がなければ、核軍縮は検証されることはできず、また、NPT締約国は、核軍縮措置が不可逆的な方法でとられているとの完全な信頼を得ることができない。我々は、核兵器国に対して、来たる第3回準備委員会において核軍縮に関する報告を行うとの核兵器国の義務を果たすために、合意された標準報告様式を用いることを求める。我々は、核兵器国に対して、NPT第6条における約束を果たすための核軍縮措置について、将来のNPTの会合において更に実質的で、時宜を得ており、かつ意義のある報告を行うことで、標準報告様式の合意に基づく報告といった努力の上に築くことを求める。

11. 核兵器の数的な削減は、安全保障戦略及び軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び意義を低減するための措置が伴うべきである。これらの措置は、完全な核軍縮という目標に向けた重要な貢献であり、更なる数的削減と相互補完的である。この点に関してとられた措置を認めつつ、我々は、核兵器国に対して、核兵器の役割を更に低減することを求める。我々は、そのような措置をとっていないその他の国に対して、安全保障戦略及び軍事ドクトリンにおける核兵器の役割の低減を始めるよう求める。

12. 核戦力の警戒態勢解除は、核兵器のない世界に向けた措置としてのみならず、権限のない又は偶発的な核兵器の発射から生じる壊滅的で非人道的な結末のリスクを避け低減するためにも重要である。我々は、すべての核兵器国に対し、特に

核兵器の偶発的使用のリスクを低減することを求めた2010年行動計画の行動5(e)及び同5(f)を実施するために、一方的、二国間又は地域的であれ、具体的かつ意味のある措置をとるよう求める。

(略)

19. 我々は、地域及び国際の平和と安定に大きな脅威をおよぼし、NPTとグローバルな不拡散体制を損なう北朝鮮の核及び弾道ミサイル計画を強く非難する。我々は、3月3日に続く3月26日(現地時間)の北朝鮮による弾道ミサイル発射を非難し、重大なる懸念を表明する。これらの発射は、明確な関連安保理決議違反である。我々は、関連する安保理決議下の義務及び2005年の六者会合共同声明下のコミットメントを履行するよう強く求め、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、IAEA保障措置及びNPTの履行に戻るよう求める。加えて、我々は、核使用の脅し、核実験、弾道ミサイル発射を含むさらなる挑発を行わないよう求める。我々はまた、寧辺における核施設を再調整し再稼働とする北朝鮮の動き及び発表を遺憾とし、すべての核活動を即時に停止するよう求める。

(略)

22. 我々は、関係地域の諸国の間で自由に達した合意に基づく非核兵器地帯の設立は核軍縮・不拡散プロセスを強化する上で重要な措置であることを強調する。それゆえ、我々は、すべての核兵器国に対し、ペリンダバ条約、ラロトンガ条約、セミパラチンスク条約及びバンコク条約によって設置されている非核兵器地帯の価値を認識し、これら条約の目的及び趣旨に反する留保を行わずに関連する議定書への批准を確保するよう、要請する。

23. 我々は、1995年、2000年及び2010年のNPT再検討会議の最終成果の必須で不可分な要素である核兵器及びその他の大量破壊兵器の無い中東地域の設置に関する会議の開催が未だに開催されていないことは遺憾であると考えている。未解決の問題に関し、関係者間による協議が行われていることを歓迎する。また、すべての中東諸国が自由に達した合意に基づき参加する会議を可能な限り早期に開催すると呼びかける。この実現に向けたファンリテーターによる努力を支持し、包括的、実質的及び目的志向の会議開催やその後の段階的取組につながるよう、域内国に対し建設的な協力

の精神を持って関与するよう要請する。

24. 被爆者による証言は、なぜ核戦争は決して戦われるべきではないかを我々すべてに想起させる役割を果たしている。核兵器の破壊的な影響は、核兵器のない世界を実現し、維持するという人類の願望を動機づけており、この願望は1946年の国連総会で最初に採択された決議の中に反映されている。核兵器の非人道的な結末は、NPT、トラテロルコ条約及び第1回国連軍縮特別総会(SSOD-1)最終文書を含む多国間で交渉されてきた多くの文書に反映されてきている。

25. 我々は、2010年NPT再検討会議最終文書で表明されたように、すべての国に対し、あらゆる核兵器の使用の壊滅的な人道的結末に対する深い懸念を再度表明することを求める。このような結末にかんがみると、約69年に及ぶ核兵器不使用の記録が永久に続けられるのはすべての国々にとって利益である。

26. 核兵器の壊滅的な人道的結末は、特にNPTを通じ、より安全な世界を

追求するため、核不拡散の努力を成功させ、核軍縮を達成するためのすべての取組を根本的に支えるものである。現在行われている核兵器の人道的影響に関する議論は、すべての国に開かれた普遍的なものであるべきであり、核兵器のない世界という目標に向けた国際社会の結束した行動のための触媒であるべきである。この目的のため、我々はすべての国々に対し、多様な核リスクに対処しつつ、NPTに基づく国際的な核軍縮・不拡散体制を強化する実践的かつ効果的な措置を追求するすべての場に積極的かつ建設的に貢献することを要請する。

27. 核兵器のない世界を実現するためにさらなる機運を盛り上げるため、我々は国境と世代を超えて核兵器の人道的影響に関する認識を広げていく重要性を強調する。軍縮・不拡散教育や被爆証言の多言語化を通じ、核兵器がもたらす結末に関するメッセージは世界に伝えられてきた。こうした努力は継続されるべきである。事実に基づいた科学研究に基づく核兵器の人道的結末に

関する知見をさらに深める努力は重要である。我々は、2013年3月にオスロ及び2014年2月にナヤリットで開かれた核兵器の人道的影響に関する会議中においても見られた、すべてのそうした努力を歓迎する。この点に関し、我々は、オーストリア政府が本年後半にウィーンで次の会議を開催するとの提案に留意し、会議の計画につきさらなる議論が行われることを期待する。

28. 我々は市民社会の重要な役割、その関連で軍縮・不拡散教育の重要性を認識する。この広島外相会合の機会に、外相がNGO、NPDIメンバー国の学生、有識者及びメディアを含む市民社会と関わる歓迎すべき機会を持った。我々は、共通の目的を達成するため、市民社会との関与を継続する。

www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035199.pdf

(外務省仮訳にピースデポが加筆修正)

【資料2】NPDI広島宣言を受けて

核兵器廃絶NGO日本連絡会

被爆地・広島で初めて開かれた軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)外相会合が、被爆の実態に触れ核兵器の非人道的影響に対する共通の認識が持たれたことを歓迎します。

核兵器の一日一刻も早い廃絶を願い、被爆者を始め、日本と世界の市民がそのための最も強い方途であると確信する核兵器禁止条約の実現にとって、この地で開かれたNPDI外相会合が、大きな契機となることを期待してきました。

しかし、発表された広島宣言の中で、核不拡散条約(NPT)体制の重要性をことさら強調されていることに深い失望を覚えます。なぜなら、NPT体制は、核保有国の権利と原子力の平和利用を前提とし、不拡散を主たる目的とする体制にとどまるものであるからです。

宣言の消極的な文言は、「核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証はその完全廃絶であると確信します」という文言と相矛盾します。

また「約69年に及ぶ核兵器不使用

の記録が永久に続けられるのはすべての国々にとって利益である」との文言に、私たちは欺瞞を感じざるを得ません。それでは、核兵器の存続を前提とするものである現状の維持に他ならないからです。

もちろん私たちは、NPTの不拡散の重要性を否定するものではありません。しかし核不拡散の約束に反してNPTに加盟しない「核保有国」(インド)への核の輸出は、核管理の重要性を強調する文言と相反する行為です。NPDIを主導する日本とオーストラリアの対応は、厳しく問われるべきです。

オーストリア政府により第3回非人道性国際会議を年内にウィーンで開催することが提起されています。私たちは、昨年オスロ、今年メキシコナジャリットでの会議が、核兵器廃絶に向けての現実的な展望をもたらしたものであり、さらにオーストリアが開催国を引き受けたことに感謝しています。

そもそもNPDI会合は、ウィーン会合への結集の呼びかけと核兵器禁止条約へのプロセス開始の決定的な契機となるべきではないかということが期待されてきました。しかし宣言の文言では、「オーストリア政府の提案

に留意し会議の計画につきさらなる議論が行われることを期待する」と言うにとどまっています。メキシコ会議を受け継ぐならば、ウィーン会議を推進すべきところを、ウィーンが提案段階であることを強調し、ブレーキをかけていると言われても仕方ありません。

核保有国と非核保有国の「架け橋」になることを課題とすることによって、それが現実に関起している核兵器の禁止への流れとの対立軸を形成することになるとすれば、私たちの期待を裏切るものです。

核兵器の廃絶と核兵器拡散の原因である核物質・プルトニウムの廃棄は、表裏一体をなすものです。核による被害を兵器利用と原子力利用の両面から体験させられた私たちは、核をあくまで絶対的に否定します。

広島と長崎の被爆者をはじめ、世界の核被害者が訴えてきた69年間に及ぶ被害への救済と廃絶への願いは、核兵器の最後の1個がなくなるときに初めて達成できると信じています。

2014年4月12日

https://nuclearabolitionjpn.files.wordpress.com/2014/04/20140412_ngojointstatement_npdi.pdf

政府が「防衛装備移転三原則」を決定

—武器輸出は「原則禁止」から「原則解禁」へ

政府は4月1日、これまでの「武器輸出三原則」(以下、「旧三原則」)に代わるものとして「防衛装備移転三原則」(以下、「新三原則」)を閣議決定した。旧三原則の事実上の廃止と言ってよい、大きな方針転換である。

積み重ねられてきた「例外化措置」

佐藤内閣が示した旧三原則(67年4月)と三木内閣によるその強化(76年2月)によって、日本は武器輸出を事実上禁じられた国となってきた。これに対しさまざまな例外化措置が講じられて旧三原則は徐々に空洞化してきたが、最近の主な措置としては以下のようなものがある。

- 野田内閣による包括的例外化措置(11年12月)。「平和貢献・国際協力」と「国際共同開発・生産」に関して武器移転を解禁(本誌393号、12年2月1日)。
- 安倍第二次政権による次期戦闘機F35に関する例外化措置(13年3月)。日本企業が国際共同開発・生産へ参加することを容認(本誌422号、13年4月15日)。
- 南スーダンで国連平和維持活動(PKO)参加中の韓国軍に対し、同地でPKO参加中の陸上自衛隊が弾薬1万発を提供(13年12月)。政府は「緊急の必要性、人道性がきわめて高い」として例外的にこれを容認。弾薬はのちに返却される。

しかし、さらなる武器輸出を狙う勢力にとって、このように例外に例外を積み重ねる手法が限界を迎えていることは明らかであった。

武器輸出要件を大幅緩和

そこで策定されたのが今回の「防衛装備移転三原則」(6ページに抜粋)である。これまでの「武器」という用語を「防衛装備」という用語に変更し、ソフトなイメージを打ち出していることがまず目を引く。新三原則は具体的には次のような内容である。

(1) 移転が禁止されるケース

新三原則は、次の3つの場合において、防衛装備の移転を認めないとした。

- ① 日本との締結した条約・国際約束違反の場合
- ② 国連安保理決議に違反する場合
- ③ 紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際の平和

及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国)への移転となる場合

①②のケースは、新三原則があろうとなかろうと、言うまでもなく武器輸出は不可能であり、問題となったのは③の要件であった。政府は当初、旧三原則の第3原則である「国際紛争の当事国またはそのおそれのある国」への禁輸を削除し、紛争当事国への武器輸出を解禁しようとしていた。しかし、これには強い批判があったため、同原則を表面上は復活させつつ、「紛争当事国」の定義を狭くすることでその骨抜きを図った。具体的には、「武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国」(傍点筆者)という定義がそれである。

しかし、拒否権を持つ五大国やその緊密な同盟国のからんだ国際紛争が安保理の措置対象になることはめったにない。たとえば米国や英国、イスラエルが戦争を行っていたとしても、これらの国々が新三原則で定義されるところの「紛争当事国」とみなされることは現実の国際政治上ありえず、武器輸出が可能になってしまう。

(2) 移転容認のケース

次に、移転が容認されるケースとして、以下の4つが挙げられている。

- ① 平和貢献・国際協力の場合
- ② 日本との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産
- ③ 日本との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛分野の協力
- ④ 自衛隊の活動および邦人の安全確保の観点から必要な場合

「平和貢献・国際協力」「安全保障面で協力関係がある諸国」など、新三原則、およびそれに合わせて出された「防衛装備移転三原則の運用指針」(6ページに抜粋)のいずれにおいても明確に定義されていない内容がきわめて多い。

目的外使用・第三国移転が原則可能に

さらに問題なのは、野田政権時の包括的例外化措置では禁じられていた、移転した武器の目的外使用・第三国移転が、一定の要件の下で容認されたことであろう。

新三原則は、これらの場合における日本側の「事前同意」を表面上は原則としている。しかし、①平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、②部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、③部品等をライセンス元に納入する場合などでは、「仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする」と述べている。要するに、管理体制が適切であると日本政府がみなせば、目的外使用・第三国移転を容認するということを

意味する。

これだと、たとえばテロリストによる奪取を防止するなどの「適切な管理」がなされてさえいれば、移転先あるいは第三国の政府が民衆弾圧のために当該武器を使用したとしても、新三原則上は問題がないことになってしまう。

平和主義を実質化していた武器輸出三原則をかなぐり捨てて、殺戮と人権侵害に加担する国へと日本を転落させることは、許されない。

(山口響)M

【資料1】防衛装備移転三原則

2014年4月1日
国家安全保障会議決定
閣議決定

(前略)

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ① 当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
- ② 当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は
- ③ 紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。)への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記1以外の場合は、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を

確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国(以下「同盟国等」という。)との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及び必ず懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

(後略)

www.mod.go.jp/j/press/news/2014/04/01a_1.pdf

(出典:防衛省ウェブサイト)

【資料2】防衛装備移転三原則の運用指針

2014年4月1日
国家安全保障会議決定

(前略)

1 防衛装備の海外移転を認め得る案件

防衛装備の海外移転を認め得る案件は、次に掲げるものとする。

- (1) 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの(平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。)ア 移転先が外国政府である場合イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
- (2) 我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの(我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。)ア 米国を始め我が国との間で安全

保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転

イ 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの

- (ア) 物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転
- (イ) 米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供
- (ウ) 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供
- (エ) 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転

ウ 自衛隊を含む政府機関(以下「自衛隊等」という。)の活動(自衛隊等の活動に関する外国政府又は民間

団体等の活動を含む。以下同じ。)又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であって、次に掲げるもの

- (ア) 自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供(要修理品を良品と交換する場合を含む。)
- (イ) 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出
- (ウ) 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出
- (3) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合の海外移転

(後略)

www.mod.go.jp/j/press/news/2014/04/01a_2.pdf

(出典:防衛省ウェブサイト)



民主主義の主体と情報

梅林 宏道 (ピースデポ特別顧問)

情報とは

現在、秘密保護がきっかけとなって、その対立概念として情報公開を強調する議論の流れがある。情報公開とは、決して秘密保護に防衛的に対応する概念ではなく、民主主義を実行する際の基本的原理であるということ、現状をとりえるバックグラウンドとして論じたい。

私自身、「情報」という概念に、相当以前に、一つの角度から批判的に取り組んだ。私はもともと物理学を専攻していたが、科学技術の社会的ありかたに発言する活動を始め、1969年に「ぷろじえ」という同人誌を発行した。科学技術に関する自分の考え方を整理する作業の中で出くわしたキー概念の一つが「情報」であった。当時、情報が社会科学の諸問題を解決する科学的アプローチのキー概念として登場していた。情報を定量化するという流れである。未来工学、社会科学へのシステム論的アプローチ、あるいはコンピューター社会を歓迎するバラ色の議論があった。私は、それにアンチを唱えた。

当時、科学的な情報処理が必ずしも簡単ではない見本として、人間、あるいは生物における「情報認識」は、量的な拡大処理によっては、とてもアプローチできない特有の認識の仕方があるという議論があった。その代表として、パターン認識が挙げられた。例えば滝が落ちている。滝のかたちは定義できないほど多様で、量的には定義しがたい。しかし、生物は、一瞬見るだけで、これは滝だと思う。そういうパターン認識の問題は、これからの「情報科学」のテーマであるという議論であった。私は、このような量的処理の高度化の議論を、実証主義の強さと落とし穴という側面から批判した。有機的なもの、生物の行動というものを、できるだけアトムに、無機物に変えていく。無機物をどんどん量的に大きくしていけば、限りなく有機物に近づいていくという信仰に基づく議論構成は実用的ではあるが、深い落とし穴があると主張した。

レオン・ブリュアンという数学者で、人間機械論を書いた先駆的情報科学者がいた。彼は、日常体験から「情報」概念を考えようとしたので、議論に一定の深さがあった。彼は「(情報量の)正確な定義は限界をもったものである。これを得るためには、「情報」という単語の通常の言外の意味の多くを除きかつ無視しなけ

ればならない」と限界を指摘し、その上で「情報」を定量化する数式を与えた。しかし、専門家世界では、限界はキー概念ではなかった。香山健一という全学連の委員長をした人で、未来学者になった人物がいた。彼は、「新しい時代の人間は、・・つねに建設的、未来指向的に＜問題解決＞に努力する人間とならなければならないであろう。このような考え方は、情報現象や人間の思考についての新しい情報科学的理解が、十分に提供してくれるはず」と述べた。新しい人間形成の姿まで情報科学の延長に描き、今のコンピューター社会へと向かって優勢となりつつあった未来社会像を力説したわけである。

それに対して私は、「情報とは、われわれにとって、つねに情況の全体であり、情況の肉化である。」「科学の名のもとに人間的な出来事を平板化するために用いられる情報概念を“情報化された情報概念”として一つのカテゴリーの中に位置づけなければならない」と主張した。量的処理にまい進する科学が捨て去るものを対象化することの重要性を忘れるなという主張であった。身近にある未分化の情報、つまり自分の生き方とか、その時の社会状況と切り離すことのできない情報を、量に還元しやすいものを切り離して情報処理することの一面性に注目していた。

20年足らず経って1985年頃から、私は別の形で、「情報」概念に接することになった。反核、反基地運動の中で、アメリカの情報公開法に出あったのである。そこで私が使おうとしている情報公開法における「情報」と、今も世界的な支配的原理になっている情報化社会における「情報」概念と、どう交錯し、どう違い、どう補い合うのか。そのことを考え続けることになった。

広辞苑を引いてみた。情報には、①あることがらに付いての知らせ、②判断を下したり行動を起こしたりするために必要な、種々の媒体を解しての知識、とある。たしかに、辞典は、日常における「情報」の意味を言い表している。これをみて分かるように、「情報」というのは、発する主体、受ける主体なしには存在しない概念なのである。それを、情報化社会における「情報」は、コンピューターを通して情報を処理する技術的側面に光を当てて、発する主体、受ける主体に焦点を当てない世界を構築してきた。今のIT時代という用語においても同じである。一方で、私たちが直面してい

る秘密保護法で登場している「情報」概念とは、発する主体と受ける主体にこそ光を当てなければならない。私が在日米軍基地の実態解明を情報公開法によって行おうとしたときの「情報」も発する主体と受ける主体の緊張関係ぬきには語れない概念である。

二つの「情報」概念を整理すると、一つは、情報化社会、IT産業、情報ネットワークと言われるところの、情報を計量可能な「もの」としてとらえ、システムの総合する対象と考えるととらえ方である。ここでは、情報を発する主体と受ける主体は重視されなかった。もう一つは、情報公開や、秘密情報という場面に登場する「情報」概念である。ここでは、発する主体と受ける主体こそが重要な意味を持つ。「情報」の表裏における意味、内容において捉えて、人間、世界と不可分なものとして対象化される。

この二つの「情報」は相互作用する。そのような相互作用の一つの重要な姿が、民主主義をめぐる問題である。スマホが普及するIT世界は、より民主主義が前進する世界だろうか？ 私たちがいま直面しているのは、秘密保護法をきっかけに、情報の意味、内容を民主主義との関係でとらえ返そうという動きと捉えることができる。

米国の情報公開法

スノーデン氏が曝露したことで、アメリカの情報収集システムが、クローズアップされた。私が、69年に「情報」を論じた頃に、これと似た事件があった。それは、ベトナム戦争におけるペンタゴン機密文書の曝露であった。スノーデン氏の場合、背景として対テロ戦争がアメリカ社会を支配しており、ビックデータを権力が操作する対象となった。スノーデンの曝露は対テロ戦争時代の「情報」と民主主義の関係をあぶりだしたという、非常に重要な時代的意味がある。一方、ペンタゴン機密文書の暴露は、反共イデオロギーに支配された大国アメリカがいかに謀略的であるかを曝露した。それは反共イデオロギーの時代における「情報」と民主主義の関係であった。その意味では、今私たちが議論している秘密保護の問題も、支配権力の側に色濃く対テロ戦争への問題意識が背景にあることを忘れてはならないだろう。もちろん、伝統的な軍事機密の発想もある。

アメリカの情報公開システムに限界や問題があることは勿論である。とくに対テロ戦争の時代は歯止めのない様々な支配権力による人権侵害の形態を生み出している。しかし、にもかかわらず情報公開制度は民主主義における基本原理として機能してきたことを忘れてはならない。だからこそ、スノーデンのような人物の出現があり、ジャーナリズムの闘いがある。

アメリカの情報公開法に私が接したときのカルチャーショックについて少し述べたい。1977年に、米議会「市民のための情報公開法のガイド」を作った。

それを読んだときに、私は非常に強い感銘を受けた。そのガイドを作成した理由は、市民が情報公開法を使うための基本的な入門書であるということが一つ。もう一つは、連邦政府の役人の訓練プログラムとして、教材に使うということであった。ガイドの冒頭に、アメリカの3代目大統領ジェイムス・マジソンの引用がある。それは、「自分自身の統治者であらんとする人民は知識の与える力によって武装しなければならない。ゆきわたった情報を持っていない人民の政府は、喜劇、あるいは悲劇、おそらくその両方の始まりに過ぎない」ということで、政府の主人公である人民は、ゆき渡った情報がなければ、そもそも政府をつくることすらできないと述べている。

続いて、それまでお役人が情報について持っていた考え方に、コペルニクス的な転換がこの法律によってもたらされると解説している。第一の点は、「情報公開法の前提となる認識は、政府及び政府の所有する情報は人民に属する、ということである。」つまり、人民が政府を選んで、統治を託しているのであるから、そもそも政府が持っている情報は、人民のものだということが基本認識になる、と謳っている。その次に、情報に関して政府の役割とは何かという点について、「政府のもつ情報についての政府の機能は社会に奉仕する保管者という機能である」と述べる。つまり、人民は政府に仕事をしてもらうために権限を託している。託している権限を適正に行うために情報が必要だ。そういう意味で、人民の情報を預かって保管して業務にあたっているというのが、政府にとっての情報の意味だと書いてある。このような認識に立つことによって、情報のコペルニクス的転換が起こる。つまり、ある個人がある政府情報を見たいと考えた時、従来の立場では個人が知る必要性を説明するのが基準であった。「これこれの必要があって、情報がみたい、みせて欲しい」と理由を説明する。しかし、情報の所有者が人民である以上、「＜知る必要性＞という基準は＜知る権利＞という原理に移行した。」すなわち、政府が見せない理由があるときには、政府の側がなぜ知らせないのかについて説明しなければならないのである。そして、情報公開法は、政府が非公開を主張できる場合を簡条書きにして定めている。

実際、アメリカの情報公開法を使って作業し始めたときに、そういう精神がゆき渡っていることに私は感銘した。私は、情報公開後進国の日本から、在日米軍の組織と行動の実態を調べようとしていた。私には、得た情報の使用目的を知られたくないという意識、自分の素性、米軍基地反対の市民運動に関与してきた経歴などを相手に知られることが、情報公開に不利に働くに違いないという被害者意識が支配していた。しかし、次第に分かってきたことは、情報公開業務の担当者は、業務を法律に基づくルーチンとして行っており、どちらかというと情報公開を誇りに感じている、ということであった。つまり、彼らはこの制度にした

がって情報提供することが民主主義の実現に資すると理解しているようであった。その精神に立てば、情報公開された情報が広く社会に流布することは、公開の効率を高め法の精神をよりよく実現することになる。個人の趣味で、マニアックに基地情報を集めている人に情報提供するよりも、メディアに公開情報を発表し、社会で広く共有されることを目指す私のような個人の方が、情報公開の精神に叶っていることになる。公開担当者がそういうスタンスだということが、徐々に感じ取れるようになった。トップにいけばいくほど、色々な配慮が入り込むであろうとは想像するが、ベーシックには、そういう民主主義感覚が生きていることを感じてきた。

一方で、米国の情報公開システムを当然とする感覚が自分の中に生まれてきた。そのような感覚が私の言動に表れていたのだろうか、あるオーストラリアの研究者が米国のシステムに敬意をもって接するべきだと言われたことがある。これは重要な指摘であった。米国の情報公開制度は闘いとられたものであり、海外の利用者が米国民にその制度への敬意を示すことは、制度の維持と強化に役立つはずである。アメリカが全てよしという話では決してない。しかし、民主主義の基本に、情報公開があるということは、アメリカ社会の強みであり、社会の復元力になっていることを強調したい。逆に言えば、日本社会の弱みを自覚することにもつながる。今回の秘密保護法の荒っぽさは、日本の民主主義の弱さを示しており、情報公開を強めることは、民主主義を強くする原理的ともいえる闘いだ。

安全保障・外交問題への取り組み

以下、これまで米情報公開法を用いてきたことをいくつか具体的に紹介したい。それらは、秘密保護法が金科玉条に実行されていったときには、すべてが有罪になりうる行為だと思われる。しかし、これは先例を作ってきたということでもある。つまり、真実が暴露されることが、害ではなく市民の利益を生んできたと言え、主張できる論拠を残してきたことになる。

最初の大きなテーマは、核兵器の持ち込み問題で空母タイコンデロガの水爆落下事故にまつわるものである。この情報は私たちではなく、グリーンピースによってもたらされた。私たちはこの情報をもとに日本政府自身の行動を求めた。これは、1965年、ベトナム戦争のとき横須賀基地から北ベトナムへの空爆に向かった空母タイコンデロガが、空爆を終えて横須賀に戻ってくるときに、沖永良部島の東方130km沖で水爆を落としたという事件である。落とした後、タイコンデロガは横須賀に直行し、どの船に遭遇することもなく入港した。しばらくしてまた北爆に向かう。グリーンピースが入手した航海日誌には、北爆をするヤンキー・ステーションという海域から横須賀に直行する航跡が、数時間おきに記録されている。事故の記録も

あった。ただ航海日誌には、水爆を落としたということが書かれているわけではなく、スカイホーク攻撃機が一機パイロットもろとも落下、水没したとあった。

一方で、国防総省が、反核運動の高まりの一つの成果であるが、1980年代に、過去の核兵器事故に関する30数個のリストを発表していた。その中に西太平洋の洋上においてスカイホークが水爆を搭載したまま落下し水没したとし、その年月日と時間が書かれていた。それ以上の情報はなかった。しかし、グリーンピースは航海日誌を丹念に読み、記載されたスカイホーク落下事故は日時と機種が国防省文書の事故リストとぴったり符号することから、ワシントンで記者会見し公表した。国防総省もこれを認めざるを得なかった。日本政府は、それまで核兵器の日本への持ち込みはないと何度も繰り返し説明していた。日本政府ができる唯一の説明は、「タイコンデロガは水爆を一個だけ積んでいて、たまたまそれが落ちて、横須賀に来た時にはもうなかった」というものである。荒唐無稽な説明である。この事故は、米艦船による日本への核兵器の持ち込みが常態化していたことを立証したと言ってよい。現在振り返っても、これが最も直接的証拠と言える。それが市民の情報公開活動によって発見された。これは、核兵器を追跡するという目的意識を持った調査活動がなければ発見できなかっただろう。

以後、私たちは横須賀の空母、あるいは核巡航ミサイル「トマホーク」に関して、膨大な調査を行った。「さい塾」というピースデポのプロジェクトがこのような調査で入手した文書の膨大なリストをウェブに公開している。船の名前、どの期間、あるいはどの日付のどのような文書情報があるかを知ることができる。残念ながら資料そのものは電子化されていないが、ピースデポの事務所に来れば探すことができる。ぜひ活用していただきたい。

二つ目の調査テーマは、横須賀、佐世保を母港とする米軍艦の活動実態である。その中で、滅多に出ない貴重な情報を入手した。湾岸戦争で最もたくさん巡航ミサイルトマホークを発射した駆逐艦ファイフのコマンドヒストリーという、年次報告を入手した。その中に70か月にわたる弾薬の積み下ろしに関するデータが含まれていた。弾薬に関わるものであるから、秘密保護法に照らせば、まさに秘密指定されるだろう。この調査は罰則の対象になりうる。データから弾薬の積み下ろしをほとんどすべて横須賀でやっていたことがわかった。何月何日に何発トマホークを積み込んだとかの詳細が、この期間に限ってではあるが判明した。基地活動全般に関心を持ってデータ蓄積をしている中で、ある種の偶然によって公開されたものである。得られた情報が示す米艦の活動実態はファイフに限らず、またこの期間に限らず、日本の市民に重要な意味を持たすものである。

この実態を見ると、「北朝鮮のミサイルの脅威」という流布されている言葉がいかに一方的なものかわ

かる。巡航ミサイルは、北朝鮮が最も怖がっている兵器の一つだ。その作戦拠点が横須賀にあり、24時間、365日北朝鮮に照準を当てているという、こちら側の実態がある。

三つ目のテーマは、日米の軍艦のミサイル防衛における共同行動に関するものである。ブッシュ大統領(子)が未完成ながらすぐに配備するという強硬な政策方針でミサイル防衛を始めたのが2004年10月である。北朝鮮の弾道ミサイルが恰好の口実であった。その時に任務を負ったのが横須賀の3隻のイージス艦であった。この調査結果の意味することの重大さを、日本のメディアは理解できなかったと考えている。在日米軍が、日本や極東の安全ではなく、米本土防衛のために直接行動するということは、恐らく唯一、この実例しかなかったのではないかと。在日米軍が、前述のイラク戦争のように、インド洋、アラビア海、ペルシャ湾に展開するということまでは理解されている。冷戦時代に中曽根首相が日本はアメリカ防衛の不沈空母になると言った例はある。言葉としてはセンセーショナルであり、たしかに本質を表現していたが、実態は日本防衛とか極東の平和とかの口実で説明できる内容であった。今回のミサイル防衛の例では米本土防衛行動が余りにも明白であった。北朝鮮が米本土にミサイルを飛ばすことを想定。その米本土に向かう飛行ルートに沿って、3隻のイージス艦が一直線に待機して、追跡する布陣を敷いたのである。まさに米本土防衛のために、在日米軍が直接行動するという実態が明白になった。日米安保条約には含まれない任務であるが、在日米軍は米本土防衛の前線基地としての任務を実行している。自衛隊のミサイル防衛能力と米軍との一体化は、米本土防衛、つまりは集団的自衛権行使の側面を必ず持つことになる。

この他に対テロ特措法による自衛隊の補給艦による米軍への給油がイラク戦争に転用されていたという調査活動もあるが、国会で議論がなされ、また大きく報じられたのでここでは省略する。

日本の情報公開:民主主義原理の欠如

日本の情報公開法も使ってきた。しかし、基本的な公開精神の基礎ができていないので、私の目的にはほとんど役立たなかった。原則公開の原理が欠如しているだけでなく、異議申し立ての制度が機能していない。公開・非公開は行政の長が判断するが、行政の長は公開審査会に判断の適正さを問うことになっている。米軍の航海日誌に相当するものは海上自衛隊の航泊日誌だが、その航泊日誌の公開請求に対して、海外派遣のものはほとんど公開されない。非公開の理由は、テロの攻撃目標になるから、あるいは、自衛隊の通常の行動パターンがわかるから敵を利する、と言ったものである。私たちの請求は、過去の日誌データであって、テロ攻撃しようという意図をもった者がいたとし

ても、ほとんど役に立たない。通常の行動パターンが分かったとしても、それは何か行動が依拠できるような情報にはなりえない。異議申し立て文書では理を尽くして説明するだけではなく、漠然とした不安で非公開にするのではなく、公開することによって得られる外交や防衛への信頼というメリットについても説明した。また審査会に出頭して説明したいとも書いたが、一度も出頭要請はなかった。最終的な非公開決定の文書には私の立論を却下する噛み合った議論が書かれていない。制度としてまったく機能不全である。

しかし、これはやはり長い闘いと捉えるべきだ。アメリカにおいても判例の蓄積で実績を作ってきた歴史がある。大勢の人が多くの試みをして、少しでも進んだ判例を勝ち取ってゆくことが必要だ。そういう意味で、日本の市民社会の力が問われている。

民主党が今度の秘密保護法との関連で出している情報公開法の改正案は、私が出くわした、せめてこれだけはという要求はおおむねカバーされていると感じた。今は情報公開請求に1件につき300円取られるが、無料化は絶対に必要だ。膨大な調査作業の1件ずつに300円取られるのではやりきれない。また、民主党案には、具体的な説明がなされなければならないことが書かれている。それから、訴訟が容易になるという改善もある。アメリカでは情報公開法訴訟という定義が法的に明確だが、民主党案にもその用語が出ているが行政訴訟の枠内でどう担保されるのか不安が残る。首相権限の強化という点には疑問が残る。これはプラスに働くのか、マイナスに働くのか。今の安倍政権ではマイナスに働くだろう。オバマ大統領を想定するとプラスに働くかもしれない。一番必要なことは、独立した有識者が関与する機能を強めること、関与した有識者が市民社会のなかで積極的に見解を公表すること、であろう。

集団的自衛権についての新しい状況

沖縄の米軍に関して、若い人たちを中心にいくつかのチャレンジをした結果が「さい塾」のウェブサイトにも公表されている。これまでに7件ある。これからの問題としては、極めて曖昧な、小さくくりで集団的自衛権が認められる気配がある。そうになると、情報公開法と秘密保護法との関係が、するどく問われていくと思われる。アメリカの場合は、機密指定がされていても、請求のあった文書の公開判断はその都度行われる。情報公開法で、機密指定されている文書の公開を請求した場合、これは機密指定されているからだめというのではなく、請求に基づいて、機密指定されている書類の審査が行われる。その結果公開されるケースが数多くある。秘密保護法と情報公開法の間をうまくと解明する必要がある。情報なしには民主主義は成り立たない。そのためのチェックは、国会だけではなくて私たち市民社会全体における闘いであると考えている。

国民の手でレッド・カードを！

このエッセーでは2012年12月から14年4月に至るまで、国内の、それも特に安倍政権の安全保障政策に焦点を当てて論評を加えてきた。その間、拙稿の内容と関係深い最近の主要紙の全国世論調査を見ると、以下の通りである。

集団的自衛権は憲法上行使できないとされているが、行使できるようにした方がいいと思うか、との問いに対して「思わない」が57%（毎日、3月31日）、63%（朝日、4月7日）。また安倍首相は、憲法解釈を変更することによって集団的自衛権の行使を可能にする考えだが、このやり方に賛成か、との問いに対しては「反対」64%（毎日）、56%（朝日、行使するのであれば憲法を改定すべき）、52.1%（共同、4月13日）などと、いずれの場合も過半数が反対と答えている。

さらに4月7日付の朝日では、憲法に対する評価として「全体としてよい憲法」とする人は、昨年の53%から63%に増加し、「そうは思わない」の27%を引き離している。憲法を変えることの是非も、昨年は「変える必要がある」54%、「変える必要はない」37%だったが、今回は「必要ない」の50%が「必要あり」の44%を上回った。憲法9条については、「変える方がよい」が29%、「変えない方がよい」が64%（昨年は52%）となった。9条を変えるべきだと主張する自民の支持層でも43%対49%、安倍内閣支持層でも41%対52%と、「変えない」が上回った。

これらの結果から読み取れることは、安倍首相が意欲を燃やす憲法や安全保障上の政策変更に対して、国民の側がその前のめりの姿勢に危うさを感じ、明確に反対の意思表示をしたということができよう。その点をさらに裏付けるように、集団的自衛権を行使できるようになれば、日本が戦争に巻き込まれるかも知れない、との不安を88%の人が感じると答えているのだ。ただ

その一方で、内閣支持率はいずれの調査においても50%前後の高率を維持し続けている。そうしたギャップは何に起因しているのだろうか。世論調査の結果はそれへの回答も示している。安倍政権に進めて欲しい政策として3つ選択させた集計では、景気・雇用73%、社会保障62%、復興・防災が39%であるのに対して、外交の改善でも28%、集団的自衛権に至ってはわずか6%に過ぎない。国民にとっては日々の暮らしが何よりの関心事であり、その意味から3月31日付の毎日に「安倍首相の経済政策に期待する」54%とあるように、内閣支持率を高く押し上げているのが経済的要因である点は疑いない。

ところが安倍首相は、支持率をもって政策の全てが信任されたと強弁し、遮二無二、解釈改憲や集団的自衛権の行使を可能にしようとしている。正に民意に逆らう詐欺的行為ではないか。加えて公明党がこの件に関しては強硬な態度を崩そうとしていないと見るや、「限定的」行使容認論なるものをひねり出し、何とかして妥協点を求めようと探りを入れている。しかし限定的であろうがなかろうが、集団的自衛権の行使を認めることに変わりはない。ましてや立憲主義を無視し、国の命運にもかかわる重大事を閣議決定如きで逃げ切ろうとする安倍政権の下では、いったん議決されれば、「限定的」など全く保証の限りではない。

残念ながら現内閣が自ら解散に打ってでも出なければ、ここ当分は国政選挙の予定はなく国民の意思表示の機会はない。従って「戦争をさせない世論」を結集して安倍政権の野望を打ち砕くことが第一。それと同時に、隠された意図を見抜き、目先の景気対策のみに心を奪われて、決して安易に政権の支持を表明しないことだ。結局、悔やみ切れないツケを回されるのは常に国民の側なのだから。



特別連載エッセー●80

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

（題字も）

日誌

2014.4.6~5.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル/ICJ=国際司法裁判所/MD=ミサイル防衛/P5=国連安保理常任理事国

- 4月6日 ヘーゲル米国防長官、イージス艦2隻を17年までに日本配備する計画を公表。
- 4月12日 広島でNPDI外相会合。「広島宣言」を採択。(本号参照)
- 4月13日 トウルチノフ・ウクライナ大統領代行、同国東部でロシアが戦争を仕掛けたと非難。「対テロ作戦」の開始を宣言。
- 4月14日 ロシア、ICBMの発射実験実施。
- 4月14~15日 P5、北京で会議。核分野のグローバル・ガバナンスに関する共同声明。
- 4月17日 プーチン・ロ大統領、MDに関し米国と交渉を続けるとし、同国を安全に守るためあらゆる事をする述べる。
- 4月17日 中国の武特別代表、米中高官協議(14日~)の結果、6か国協議再開の条件に合意できなかったことを明らかに。
- 4月17日付 三菱重工業、迎撃ミサイルPAC2の高性能センサーを米国に輸出方針。
- 4月18日 米韓合同軍事演習「フォウル・イーグル」終了。韓国20万人、米7500人参加。
- 4月23日 中国、北朝鮮に4度目の核実験を自制するよう要求。
- 4月24日 オバマ米大統領、訪日。安倍首相に対し、尖閣問題で日中間の対立激化を許し続けることは「深刻な過ち」と伝える。
- 4月24日 マーシャル諸島、核軍縮に向けたNPT上の義務を履行していないなどとして、米国を含む9か国を個別にICJに提訴。
- 4月25日 日米共同声明「アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国」発表。
- 4月26日 朴韓国大統領とオバマ米大統領

＜お詫びと訂正＞

第446号(14年4月15日発行)表紙の「今号の内容」において、「小桜智穂さん」とすべきところが「小柳雅樹さん」となっていました。お詫びして訂正いたします。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp にメールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

「原子力空母は本当に安全か!?!」

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会

2014年3月20日 発行 四六判・39ページ

200円(+送料)

「横須賀を母港とする原子力空母を、2015年後半にジョージ・ワシントンからロナルド・レーガンに交代するとの通告がありました。これは、単なる空母の交代ではなく、原子力空母がこの町に居座り続けるという、新たな提案です。このままでいいのか、との思いで、このパンフレットを作りました。」(表紙から)

ご注文は
ピースデポ
まで

E-mail: office@peacedepot.org

電話: 045-563-5101 / FAX: 045-563-9907

(郵便番号、住所、氏名、電話番号、冊数をお知らせください。)



領、韓米連合司令部を訪問。韓米両首脳は訪問は78年の司令部創設以降初めて。

●4月27日 インド、「プリトビ」を改良した迎撃ミサイル実験に成功。

●4月28日 韓国防衛事業庁、迎撃ミサイルPAC3を16年末から導入すると発表。

●4月28日 2015年NPT再検討会議に向けた第3回準備委員会がニューヨーク国連本部で開幕(〜5月9日)。

●4月28日 北東アジア非核兵器地帯を支持する署名(543自治体首長が賛同)を、広島・長崎両市長が潘国連事務総長に提出。

●4月29日 ガテマラー米國務次官、13年9月時点の保有核弾頭数は4804発と発表。

●4月29日 ウクライナのセルゲイエフ大使、ロシアがクリミアに核兵器を配備する可能性を排除できないとの発言。

●4月29日付 中ロ、5月末〜6月上旬に合同軍事演習「海上協力2014」実施を決定。

●4月30日 中国外務省の秦報道官、イランと取引を行う同国企業への米制裁を非難し、制裁は核不拡散への努力を妨げると発言。

●5月1日付 米ニューメキシコ州の放射性廃棄物施設で、2月に放射能漏れ事故の原因となりうる袋が発見されたことが明らかに。

●5月4日 IAEA査察団がイランを訪問。

●5月4日 インド、国産の空対空ミサイル「アストラ」の発射実験に成功。

沖縄

●4月6日 ヘーゲル米国防長官、辺野古埋立て承認を評価。移設作業の進展要求。

●4月10日 沖縄防衛局、読谷村の黙認耕作地への米軍施設移転問題で、耕作者への「補償は困難」と回答。村側は計画受入れを拒否。

●4月10日 ウィスラー四軍調整官、普天間「5年以内」の運用停止の可能性を否定。

●4月11日 沖縄防衛局、名護市に辺野古漁

港使用許可など6項目を申請。

●4月12日 普天間返還合意から18年。仲井真知事、「現実的対応」の必要性強調。

●4月14日 金武町、キャンプ瑞慶覧内の一部施設(約10ha)の移転受け入れを表明。

●4月16日 辺野古埋立て承認取消訴訟、第1回口頭弁論。

●4月17日 伊江島補助飛行場柵外に800kgドラム缶落下。米軍夜間訓練中。けが人なし。

●4月18日 米国防省、在沖海兵隊グアム移転のアクセス補足説明書を公表。移転所要期間を「5年以上」から「12年以上」へ大幅延長。

●4月19日 陸自沿岸監視配備に向け、与那国町で施設起工式。

●4月21日付 米退役軍人省、ドラム缶埋却に従事した元在韓米軍兵の健康被害を認定。

●4月25日 日米共同声明。在沖米軍基地の移設・統合に関し「長期的に持続可能な米軍のプレゼンス」に貢献と明記。

●4月27日 沖縄市長選。前自民党県議・桑江氏が当選。前副市長・島袋氏は敗れる。

●5月1日 5野党、知事選候補者選考委開催。現那覇市長・翁長氏と琉大法科大学院教授・高良氏を軸に統一候補を絞り込む方針。

●5月1日付 米空軍HH60ヘリから部品落下。4月24日、夜間訓練中に発生。通報遅れる。

●5月2日付 琉球新報、県内首長アンケート。集団的自衛権の「解釈改憲」賛成ゼロ。

●5月3日付 琉球新報、電話世論調査。解釈改憲「反対」59%、9条「堅持」60%。

●5月5日付 琉球新報、辺野古移設に関する電話世論調査。「支持」16.6%、「反対」73.6%。「辺野古以外の県内」6.6%

今号の略語

NAC=新アジェンダ連合

NATO=北大西洋条約機構

NPDI=不拡散・軍縮イニシヤチブ

NPT=核不拡散条約

NWC=核兵器禁止条約

PKO=国連平和維持活動

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、安部さくら、有銘佑理、岡本高明、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、山口響、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道